

仕 様 書

1. 件名

ごみ袋340枚購入

2. 目的

本仕様書は、本件売買契約における納入物件の仕様、その他の供給者が履行すべき契約内容を定めるものである。

3. 納入場所

福岡県北九州市門司区西海岸1丁目4番40号 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所

4. 納入期間

契約締結日から令和8年9月24日まで。
契約締結後、納入日時を当局担当者と協議の上決定するものとする。

5. 内容

	品名	規格	適用	数量	
1	ごみ袋	一般ごみ用袋	※事業系ごみ専用袋 (料金には、収集運搬及び処分料が含まれます)	220	枚
2	ごみ袋	古紙用袋	※事業系ごみ専用袋 (料金には、収集運搬及び処分料が含まれます)	60	枚
3	ごみ袋	資源化物用袋	※事業系ごみ専用袋 (料金には、収集運搬及び処分料が含まれます)	60	枚

- (1) 事業系ごみ専用袋収集方式を実施している北九州市から許可を受けた、一般廃棄物収集運搬許可業者より袋を購入する。
- (2) 納入にあたり、納品書を提出すること。
- (3) 契約締結後、ごみの収集日時・場所等は当局担当職員と打合せをして決めることとする。

6. 契約の履行に要する費用

納入物件の調達費用、上記納入場所への運送費用、搬入費用、納品書等の書類作成費用、その他売買契約の履行のために必要となる一切の費用は、供給者の負担とし、売買代金に含まれるものとする。

7. 検査

本仕様書のとおり契約が履行され、納入物件が完納されたことの確認をもって検査とする。

8. 支払条件

検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

9. その他

- (1) 供給者は、善良な管理者の注意をもって納入物件を納入しなければならない。納入にあたっては、関係法令に従い、火災、その他事故防止に留意するものとする。庁舎等の内装及び設備等に損傷・汚損等を与えないよう十分注意するとともに、必要箇所の養生を行うこととし、庁舎等に損傷・汚損等を与えた場合は、供給者の負担により原形に復旧するものとする。
- (2) 納入物件の配置は、当局担当者の指示に従うものとする。
- (3) 本仕様書に記載なき事項について、疑義が生じた場合は、発注者と供給者で協議を行うものとする。

10. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1) 及び (2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。